

## 参考文献一覧(地域主権改革と都市自治制度に関する研究会)

項目	文献情報	要点
日本に導入する場合の課題 自治組織権	自治総合センター(1983)『シティ・マネージャー——諸外国における理論と自治総合センター(1984)『シティ・マネージャー——日本に導入する場合の問題点』60頁以下	○シティ・マネージャー制度を日本に導入する場合の問題点(座談会) Ⅲ 地方自治体組織の多様化をめぐる憲法論議
	宇賀克也(1994)「首長制」法学教室165号	
	宇賀克也(2009)『地方自治法概説〔第3版〕』	
	大杉寛(2004)「自治体組織の論点」日本都市センター編『自治体組織の多様化——長・議会・補助機関の現状と課題』	自治体内分業関係に基づく主要な組織類型
	渋谷秀樹(2004)「自治体組織法制の論点——憲法理論の立場から」日本都市センター編『自治体組織の多様化——長・議会・補助機関の現状と課題』	解釈論による一律二元代表制からの緩和
	中村睦男(2004)「地方自治」樋口陽一ほか『注解法律学全集4 憲法Ⅳ』青林書院	多数説は一律二元代表制としつつ、多様化を可能とする解釈があることを紹介
	佐藤功(1984)『憲法(下)〔新版〕』有斐閣	第8章 地方自治 第93条(地方公共団体の機関、その直接選挙) 「ここに『長』とは、地方公共団体を統轄し、かつ代表する職務を有する執行機関の長たる機関を意味する(都道府県にあっては知事、市町村にあっては市長村長がこれである)。この長を合議制の委員会の形態とすることは本条の禁止するところではない。」(1209頁)
	宮沢俊義・芦部信喜(1978)『全訂 日本国憲法』日本評論社	地方自治 § 93 (略) [6] 「地方公共団体の長」とは、執行権の首長であり、地方公共団体を代表する職務を有する機関をいう。 憲法は、各地方公共団体には、そういう首長が設けられるべきものとしているのである。 かような長は、独任制機関であることが予想されているとおもわれるが、しかし、合議制の長を設けることも、かならずしも本条の禁ずるところではあるまい。(765頁)
	今村都南雄『行政の理法』(三嶺書房、1988年)	多様化積極的肯定説
	今村都南雄「地方恐慌団体の組織編成」雄川一郎ほか編『現代行政法体系(8)地方自治』(有斐閣、1984年)	多様化積極的肯定説
	佐藤竺(1986)「長と議会の関係」時の法令1288号54頁	多様化積極的肯定説

項目	文献情報	要点
外国事例研究	塩野宏『行政法Ⅲ〔第3版〕』（有斐閣、2006年）	自治組織権
	塩野宏・石原信雄・松本英昭『21世紀の地方自治を語る——分権型社会を担う人々へ』（ぎょうせい、2000年）207頁以	Ⅲ 新世紀への課題 シティ・マネジャーや評議会の導入
	人見剛『分権改革と自治体法理』（敬文堂）	ドイツ
	ヨアヒム・J・ヘッセ編 木佐茂男監修『地方自治の世界的潮流（上）（下）』（信山	ドイツ、オランダ、ベルギーほか

項目	文献情報	要点
自治立法権	齋藤誠(2008)「今次分権改革の位置付けと課題——法学の観点から」ジュリスト1356号	
	齋藤誠(2009)	
	齋藤誠(2010)	
	松本英昭(2008)「地方分権改革の『第一次勧告』と政府の『地方分権改革推進要綱(第一次)』を読んで」自治研究84巻9号29～32頁	
	松本英昭(2009)「自治体政策法務をサポートする自治法制のあり方について」ジュリスト1385号93頁	
	岡田博史(2010)「自治通則法(仮称)制定の提案(上)(下)」自治研究86巻3号、	
自治立法権	塩野	<p>地方自治の本旨に反するような法律の憲法適合性の問題 地方自治の内容的保護システム 塩野(1983)「条例—その意義と限界」ジュリスト800号12頁。 事項のカテゴリカナルな確定ではなく、法律による先占の内容を「地方自治の本旨」から問題とするという手法、つまり、地方自治の「内容的保護システム」が考えられる</p> <p>地方自治の事項的保護システム(逆先占論) 塩野(1983)「条例—その意義と限界」ジュリスト800号11～12頁。 地方公共団体に憲法上自律権が委ねられている領域、つまり、条例が法律に優先する(そもそも、法律が介入できないことであろう)領域があるかどうか、とうことである。いいかえれば、憲法上、地方自治の「事項的保護システム」の妥当性</p>

項目	文献情報	要点
自治行政権		
	渋谷秀樹(2000)「都道府県と市町村の関係——二層制の憲法学的考察」公法研究62号	